

## 運転支援機能の表示に関する規約運用の考え方

平成30年11月20日

一般社団法人自動車公正取引協議会 新車委員会、大型車委員会決定

衝突被害軽減ブレーキや車線逸脱警報装置、ペダル踏み間違い時加速抑制装置や自動運転化技術レベル2までの段階の機能や技術（以下、「運転支援機能」という。）について、一般消費者への理解促進を図るとともに、過信や誤解を招くような表示が行われることのないよう、運転支援機能について表示する場合の、性能や機能に関する説明表示及び作動する条件や作動しない条件の表示、また、「機能には限界がある」旨等の注意喚起の表示内容や方法等について、自動車業における表示に関する公正競争規約第5条第6号（安全等に関する表示を行う際の表示基準）、第7条第2号（新車の品質、機能等に関する不当表示）及び第7号（新車の内容等について実際のもの又は競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であると誤認されるおそれのある不当表示）に基づく、「運転支援機能の表示に関する規約運用の考え方」を次のとおり定める。

※本規約運用の考え方は、「ASV技術の明瞭な表示に関する規約運用の考え方（平成25年11月施行、平成28年2月一部改訂）」及び「自動運転機能の表示に関する規約運用の考え方（平成28年12月1日施行）」を見直すとともに、整理、統合したものである。

### 1. 運転支援機能について表示する際の表示事項・方法等

実用化された運転支援機能について表示する場合は、その内容が消費者に誤解なく、正しく理解されるよう、以下に基づき、明瞭に表示するものとする。

また、広告等において、「カメラが前方の車両を検知して自動でブレーキが作動」等の用語や、「ブレーキが作動して自動で停止する」、「前走車との車間距離を自動的に保って走行する」等の映像を使用する場合は、以下の表示に加え、用語や映像に合わせて、文字又はナレーションにより、「安全運転や衝突被害の軽減等をサポートする機能である」旨を表示するものとする。

#### 1) カタログ（Webを含む）

##### (1) 表示事項

運転支援機能の性能や機能の内容に関する説明表示に加え、機能が作動する条件や作動しない条件を表示するものとする。

##### (2) 表示方法

###### ①表示箇所

運転支援機能を装備している旨等の表示に近接した箇所に、一体として視認、認識できるように表示するものとする。

ただし、運転支援機能に関する説明や注意喚起等を表示する頁とは別の頁（箇所）で、運転支援機能を装備する旨等の表示を行う場合で、運転支援機能に関する説明や注意喚起等を、それぞれの近接箇所に表示できない場合は、少なくとも「詳細は●ページを確認されたい。」、「詳細はこちらをクリック。」等を表示するものとする。

## ②文字の大きさ

8ポイント（Webは8ポイント相当）以上の大きさで表示するものとする。

## ③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一又は著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の3分の1（最低8ポイント（Webは8ポイント相当））以上の大きさとするものとする。

## ④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること。

背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

## 2) 新聞、チラシ、Web（Webカタログを除く）、DM等の広告

### (1) 表示事項

運転支援機能の性能や機能の内容に関する説明表示に加えて、機能が作動する条件や作動しない条件を表示するものとする。ただし、スペース等の関係により、運転支援機能に関する説明や注意喚起等を全て表示できない場合は、少なくとも、以下のアからエの要素を全て含む内容を表示するものとする。

ア. 運転支援機能のため、機能には限界がある旨

イ. 路面や天候等の状況によっては作動しない場合がある旨

ウ. 機能を過信せず安全運転を心掛けられたい旨

エ. 詳しくは店頭又はWebを確認されたい旨など、詳しい情報の入手方法を明示する

### (2) 表示方法

#### ①表示箇所

運転支援機能を装備している旨等の表示に近接した箇所に、一体として視認、認識できるように表示するものとする。

#### ②文字の大きさ（文字数）

8ポイント（Webは8ポイント相当）以上の大きさで表示するものとする。

#### ③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一又は著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の3分の1（最低8ポイント（Webは8ポイント相当））以上の大きさとするものとする。

#### ④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること

背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

### 3) テレビCMやインターネット等の動画

#### (1) 表示事項

以下のいずれかの内容を表示するものとする。

- ・「機能には限界があります。安全運転を心掛けて下さい。」
- ・「機能には限界があります。詳しくはWeb又は店頭で。」(Webや店頭以外の確認手段の表示も可。)

#### (2) 表示方法

##### ①表示箇所

運転支援機能について表示する映像に合わせて、画面下部に表示するものとする。

##### ②表示方法、表示面積、表示時間

機能を表示する映像に合わせ、画面全体の4分の1以上の面積を用い、その表示面積の4分の3以上のスペースを使用し、一行あたり最大15文字、2行以内でバランスよく文字を配置し、2秒以上表示するものとする。

ただし、単独の機能について2秒以上表示する場合は、その映像に合わせて、映像を表示している間、または、4秒以上、複数の機能について表示する場で、機能について2秒以上表示する場合は、その映像に合わせて、映像を表示している間、または、1つの機能あたり2秒以上表示するものとする。併せて、音を入れる又は画面上にマークを入れる等により、消費者に注意を促すものとする。

##### ③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一又は著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の3分の1(最低8ポイント(Webは8ポイント相当))以上の大きさとするものとする。

##### ④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること

背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

### 4) バナー広告(広告スペース220ピクセル×75ピクセル以下)

#### (1) 表示事項

運転支援機能に関する説明や注意喚起等の詳細については、「リンク先ホームページを確認

されたい。」旨を表示するものとする。

## (2) 表示方法

### ①表示箇所

運転支援機能を装備している旨等の表示に近接した箇所に、一体として視認、認識できるように表示するものとする。

### ②文字の大きさ

8ポイント（Webは8ポイント相当）以上の大きさで表示するものとする。

### ③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一又は著しく異なる程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の3分の1（最低8ポイント（Webは8ポイント相当））以上の大きさとするものとする。

### ④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること

背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

## 5) 店頭PRツール（横断幕、ノボリ等）

### (1) 表示事項

以下のいずれかの内容を表示するものとする。

- ・「機能には限界があります。安全運転を心掛けて下さい。」
- ・「機能には限界があります。詳しくはWeb又は店頭で。」（Webや店頭以外の確認手段の表示も可。）

### (2) 表示方法

#### ①表示箇所

運転支援機能を装備している旨等の表示に近接した箇所に、一体として視認、認識できるように表示するものとする。

#### ②文字の大きさ

8ポイント（Webは8ポイント相当）以上の大きさで表示するものとする。

#### ③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一又は著しく異なる程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の3分の1（最低8ポイント（Webは8ポイント相当））以上の大きさとするものとする。

#### ④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること

背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色

で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

## 6) ラジオCM

### (1) 表示事項

以下のいずれかの内容を表示するものとする。

- ・「機能には限界があります。安全運転を心掛けて下さい。」
- ・「機能には限界があります。詳しくはWeb又は店頭で。」(Webや店頭以外の確認手段の表示も可。)

### (2) 表示方法

#### ①表示箇所

CM中音声で表示するものとする。

#### ②表示方法

聴視者が認識できるよう、可能な限り表示時間を確保するものとする。

なお、広告する時点において、実用化(市販車に搭載)されていない機能等について表示する場合は、「実用化(市販車に搭載)された機能ではない」旨(将来市販予定がある場合は、「今後市販予定である」旨でも可)、また、実証実験映像や画像を使用する場合は「実証実験映像(画像)である」旨、「真似はしないでいただきたい」旨を表示するものとする。

## 2. 運転支援機能に関する用語の使用

運転支援機能に関する消費者の誤認や過信を招かないようにするため、「自動ブレーキ」、「自動運転」の用語の使用については、以下のとおりとする。

### (1) 「自動ブレーキ」との用語

#### ①テレビ・ラジオのCM、インターネット等の動画

使用してはならない。

「被害軽減ブレーキ」、「衝突被害軽減ブレーキ」、「衝突軽減ブレーキ」の用語を使用するものとする。

#### ②新聞、チラシ、Web(Webカタログを除く)、DM等の広告、バナー広告、店頭PRツール(横断幕、ノボリ等)、カタログ(Webを含む)

使用してはならない。

「自動(被害軽減)ブレーキ」、「自動(衝突被害軽減)ブレーキ」、「被害軽減ブレーキ」等、衝突被害を軽減するための機能であることが明確にわかる用語を使用するものとする。

なお、「緊急ブレーキ」との用語については、できる限り、「被害軽減ブレーキ」、「衝突被害軽減ブレーキ」等の用語を使用する。

### (2) 「自動運転(技術)」との用語

自動運転化技術レベル2の段階では使用してはならない。

運転支援のための機能・技術であることが明確にわかる用語を使用する。

ただし、企業姿勢等を示すための「自動運転技術の開発に取り組んでいる」、「自動運転の実現に向けた技術」との表現等、現在搭載されている技術が（完全）自動運転（技術）でないことが明らかな場合は除く。

### 3. その他、消費者の誤認や過信を招くおそれのある表示の禁止

運転支援機能に関する消費者の誤認や過信を招かないようにするため、次のような表示等を行ってはならない。

なお、テレビCM等に関して、消費者からの苦情等が当協議会やJ A R O等に入り、当協議会において誤解を招くと判断した場合は、速やかに修正や差し替え等の対応を実施するものとする。

(1) 「自動で停止」、「停止」、「止まる」、「ぶつからない」、「安全」、「はみ出さない」、「ついていく」等の断定的な用語や、ドライバーがブレーキ操作等をしなくても、いかなる場合も機能が作動するかのように誤解される用語は使用してはならない。

(ただし、企業姿勢を示すための「ぶつからないクルマを目指して」との表現等、機能の効果等を表すものではないことが明らかな場合は除く。)

(2) 「緊急時にブレーキが作動して自動で停止する」等の映像や、「緊急時に自動でブレーキが作動して安全に停止します。」とのナレーション等、「機能には限界がある」旨を表示しても、いかなる場合もその機能が自動で作動するかのような誤解を消費者に与えるおそれのある映像表現及びナレーションを用いてはならない。

(3) ドライバーが公道でハンドルから大きく手を放した状態で、又は、脇見しながら運転している映像や画像の他、公道を無人運転により走行する映像や画像を使用する等、ドライバーが道路・交通状況の監視や緊急時における運転操作をしなくても、システムにより安全に走行できるかのように誤認させるおそれのある映像表現及びナレーションを用いてはならない。

(完全自動運転が実現した未来をイメージした広告であることが明らかな場合や実証実験映像であることが明らかな場合等、実用化された技術ではないことが明らかな場合は除く。)

(4) 実際には実用化されていない技術であるにもかかわらず、実用化されているかのように誤認されるおそれのある映像表現や表示は行ってはならない。

(5) その他、運転支援機能について、実際のもの又は競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であると誤認されるおそれのある映像表現や表示は行ってはならない。

#### [附則]

1. 運用の考え方は、平成31年1月1日より適用する。

2. 本運用の考え方の内容は、現状の運転支援機能を前提としたものであり、今後の自動運転機能（技術）の開発・普及状況等を踏まえ、適宜見直し等を行うものとする。